

高田高等女学校・高田高等学校創立100周年 記念事業の募金について

募金の概要	募金（特定寄附）	募金（一般寄附）
募金目標額	5,000万円	1,000万円
募金要領	個人 一口10,000円（目的達成のため二口以上のご協力を謹んでお願いします） 法人 一口50,000円（目的達成のため二口以上のご協力を謹んでお願いします）	
使途	ア：同窓会館の改修 イ：100周年記念石碑設置	ウ：記念式典、祝賀会の開催 エ：校内教育環境の整備 オ：「高田高等学校100年史」の発刊 カ：100周年記念プレ・イベント等の実施 キ：広報活動 ク：その他
募金期間	2020年6月1日～2021年5月31日	2019年6月1日～2021年10月31日
募金機関	■ゆうちょ銀行でのお払込 口座名義：高田高校創立百周年記念事業実行委員会 郵便振替口座：00950-3-282856 ■ゆうちょ銀行以外からのお払込 （振込手数料をご負担願います） 099店 店番：099 当座 0282856 ※お振込みの際は、必ずお名前をフルネームで、また所属と期名（高女〇回又は高〇回）をご記入ください。	■ゆうちょ銀行でのお払込 口座名義：高田高校創立百周年記念事業実行委員会 郵便振替口座：00970-6-237732 ■ゆうちょ銀行以外からのお払込 （振込手数料をご負担願います） 099店 店番：099 当座 0237732 ※お振込みの際は、必ずお名前をフルネームで、また所属と期名（高女〇回又は高〇回）をご記入ください。
募金への減免措置	特定寄附へご寄附をしていただいた場合、税制上控除の対象となります。	

※募金状況により使途内容が変更することがあります。

特定寄附について

個人 所得税法第78条第2項第1号の国又は地方公共団体に対する寄附金として、寄附金控除(所得控除)を受けることができます。この寄附金控除(所得控除)の証明として、「高田高校創立百周年記念事業実行委員会」の領収証を発行いたします。

法人 法人税法第37条第3項第1号の国又は地方公共団体に対する寄附金として全額が損金に算入できます。なお、その支出を役員等が個人的に負担すべきものと認められるときは、役員等の給与となります。この寄附金を損金算入する証明書として、「高田高校創立百周年記念事業実行委員会」の領収証を発行いたします。

その他

- ・寄附いただいたご芳名を「寄附ご芳名録」等に記載し、永く保存させていただきます。
- ・ご寄附をしていただいた方には創立100周年にちなんだ記念品をお送りいたします。

「創立100周年記念事業」 実行スケジュール

2021年11月の高田高校創立100周年に向け、様々な事業を展開していきます。



記念事業の進捗状況については、高田高校HPに「創立100周年記念事業」のコーナーを設け、逐次報告して参ります。是非、同コーナーにもご注目ください。



現同窓会館（如蘭会館）



同窓会館二階：大広間



同窓会館一階：食堂



校訓碑